

天王寺駅・あべの橋駅自転車駐車場管理事務所壁面を活用した広告掲出仕様書

1 募集内容について

(1) 事業名称

天王寺駅・あべの橋駅自転車駐車場管理事務所壁面を活用した広告事業

(2) 事業内容

管理事務所に壁面広告を取付け、民間企業等の広告主を募集し、広告を掲載することができるものとする。

(3) 設置場所

天王寺駅・あべの橋駅自転車駐車場管理事務所壁面

住所：大阪市阿倍野区松崎町1丁目2

※地図については、別添1を参照

(4) 設置数

1基

2 広告板の仕様、設置方法等について

(1) 仕様

ア 素材

3ミリ厚アルミ複合板

イ 寸法

別添2のとおり

横幅は最大4,000mmとし、広告板のサイズに関わらず、範囲内に1枚のみ設置できることとする。

ウ 表示

別添2の(注)部分には、「この広告物の収益は、あべの筋の魅力づくり(芝生維持管理など)に充てられます 阿倍野区役所」と表示すること。なお、表示位置、文字のフォントや級数等については、広告事業者と本市で協議の上、決定すること。

(2) 設置方法等

ア 設置場所の詳細は、別添3を参照

イ 設置については、落下等により通行者の通行の妨げにならないよう設計を行い、事前に構造計算書または、具体的な設置方法(ビス止め等)の仕様を示し、広告板の荷重に耐えることが分かる資料を大阪市に提出し、承認を受けなければならない。

ウ 設置にあたっては、安全を第一として、特に通行者に配慮し、状況に応じ臨機に作業を中断し対応すること。

エ 道路上で作業を行う場合、必要な手続き等は広告事業者において行うこと。また、手続き等にかかる費用についても、広告事業者が負うこととする。

## (3) その他

- ア 製作・設置・移設・撤去（原状復帰含む）に関する一切の費用について、広告事業者が負担すること。
- イ 破損・汚損の状況および管理事務所との接合部分のゆるみ等について、日常的に点検を行うこと。
- ウ 工事等による設置場所の移設を見込むこと。

## 3 広告の掲載等について

- (1) 広告の掲載については、次の手続きが必要となるため、必要書類等について、関係部署へ確認を行うこと。広告意匠を変更する際にも、同様の手続きが必要となるため、変更を行うおうとする場合、事前に阿倍野区役所担当者へ連絡を行うこと。

- ア 阿倍野区役所広告掲出審査会
- イ 道路占用許可申請
- ウ 屋外広告物許可申請
- エ 道路使用許可申請

※アについては、5 広告の掲載内容及び審査基準を参照。

※広告の掲載等について、必要となる費用は、広告事業者が負うこととする。

- (2) 広告面に「広告に関する一切の責任は広告掲載者に帰属します。また、大阪市が推奨するものではありません。」の表示を施すこと。
- (3) 広告にかかるトラブルや広告内容についての対応は、広告事業者において迅速に対応すること。
- (4) 広告板 1 枚の中に複数の広告主の広告内容を掲示できることとする。ただし、複数の広告主の広告内容を 1 つの広告意匠と取り扱うこととなり、1 件の広告主でも広告内容を変更する場合、意匠変更の取扱いとなるため、その都度、上記 3 - (1) の手続きを行うこと。

## 4 広告事業者が行う業務の範囲

## (1) 広告板の維持管理

広告板にかかる消耗品の交換や、広告板の清掃等、常に良好な状態で広告を掲出できるよう、日常的に維持管理を行うこと。

## (2) 広告板及び掲載広告の点検

設置した広告板及び掲載中の広告について、問題がないか日常的に点検を行うこと。  
なお、点検の結果問題があった場合は、速やかに修理等の対応を行うこと。

## (3) 広告の掲出及び撤去

広告の内容については、「5 (2) 広告内容の本市審査」で承認を受けたのち、建設局に作業実施の承認を受け、広告事業者において広告板に掲出すること。  
なお、広告の掲出及び撤去作業については、建設局と調整のうえ実施すること。

(4) 掲出にかかるトラブル対応

掲出した広告内容等についてトラブルが発生した場合は、広告事業者の責任において対応を行うこと。

(5) 広告板を原因とする管理瑕疵事故等の対応及び治療費・慰謝料等示談に要する費用の支払い

広告板を原因として管理瑕疵事故等が発生した場合には、広告事業者の責任において、示談交渉等の対応を行うこと。

なお、その際の治療費及び慰謝料等の示談に要する費用は、全額広告事業者の負担となる。また、訴訟になった際の対応及び費用についても同様の取扱いとなる。

(6) 事故発生の際の連絡

(5) で記載した事故及び不慮の事故等が発生した場合は、速やかに阿倍野区役所及び建設局に速報を入れ、その後阿倍野区役所及び建設局への連絡等についての指示に従うこと。

なお、連絡先及び連絡方法等については、選定された広告事業者に別途指示する。

(7) 広告板の現状報告

損傷状態等、広告板の現状把握を行う必要があるため、広告事業者は阿倍野区役所及び建設局の指示に従い、広告板の損傷状況等について、現状を報告すること。

(8) その他

(1) から (7) に記載のほか、阿倍野区役所及び建設局方面調整課が広告事業実施にあたり必要と認める内容等について協力すること。

※ (1) から (7) にかかる費用については、全額広告事業者の負担とする。

5 広告の掲載内容及び審査基準

(1) 広告内容の自主審査

広告事業者は、広告板に広告を掲載しようとするときは、あらかじめ広告主等に広告内容の提出を求め、「大阪市行政財産広告取扱規則」及び「大阪市阿倍野区役所広告媒体への広告掲載要領」を遵守しているか否かについて自主審査を行い、抵触している場合は、広告主等に修正・削除を指示すること。

(2) 広告内容の本市審査

広告事業者において、自主審査を行った広告内容について、阿倍野区役所での「広告掲出審査会」の承認を得る必要があるため、資料作成の上、阿倍野区役所担当者へ提出すること。なお、審査会にて、広告内容について修正・削除を求められ、これに従わない場合は、掲出することができないこととする。万一、広告内容の審査を受けずに掲出されているものを発見した場合は、即時に本市の撤去指示に従うこと。

6 広告事業者として果たすべき責任

(1) 個人情報保護の取扱い

業務の履行に際して入手した個人情報及びデータの管理にあたっては、「大阪市個人情報保護条例」及び「大阪市情報公開条例」の趣旨を踏まえ、適切な管理・対応を行うこと。

### (2) 情報公開への対応等

広告事業者は、「大阪市情報公開条例」の趣旨を踏まえ、広告事業実施に関する情報の公開に努めなければならない。なお、広告板の維持管理、掲出前広告の審査に関わって作成され、本市に提出された文書等は、本市が保有する公文書として情報公開請求の対象となる。

また、広告事業に関わって作成されたものの、本市が保有していない文書等について、本市は、広告事業者に当該文書等を提出するよう求めることができ、広告事業者は、これに応じなければならない。

### (3) 法令等の遵守

広告事業を実施するにあたっては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」、「大阪市広告掲載要綱」をはじめ、関係法令及び関係規定等を遵守しなければならない。

## 7 リスクへの対応

各段階における主なリスクについては、次表の負担区分を基本として、本市と広告事業者（広告事業予定者含む。）の間で対応するものとする。

リスクの種類	内 容	負担区分	
		市	広告事業者
法令の変更	広告事業者が行う広告事業及び維持管理業務に影響を及ぼす法令等の変更	協議事項	
第三者賠償	広告板の維持管理において第三者に損害を与えた場合		○
資金調達	必要な資金の確保		○
物価	契約後のインフレ、デフレ		○
金利	金利変動		○
不可抗力	自然災害等（地震・台風等）による広告事業の変更、中止、延期	協議事項	
事業の中止・延期 ※1	市の責任による遅延・中止	○	
	第三者の原因による遅延・中止		○
	広告事業者の責任による遅延・中止		○
	広告事業者の事業放棄・破綻		○
申請費用	各種申請費用の負担		○
需要変動	当初の需要見込みと異なる状況		○
維持管理費の膨張	広告板の維持管理経費の膨張		○

自転車駐車場施設の 損傷 ※2	広告板の設置ならびに維持管理上の瑕疵によるもの		○
債務不履行	市の責任による契約内容の不履行	○	
	広告事業者の責任による契約内容の不履行		○
損害賠償	広告板の不備などの瑕疵による事故		○
広告・広告板等の 損傷 ※3	自転車駐車場施設を原因とするもの	○	
	自然災害、人為災害及び事故等の不測の事態によるもの		○
その他	これらに該当しない事象が発生した場合		○

※1 市の責任により、広告板が使用できなくなった場合、納付された使用料は、日割計算で返還する。また、使用料の納付前に当該事由が発生または判明した場合は、使用料を減額のうち請求する。

※2 広告事業実施に伴う自転車駐車場施設等にかかる損傷リスクの対応

- ・ 広告板設置に伴って、自転車駐車場施設等が損傷した場合、設置した広告板の維持管理上及び広告掲出作業において瑕疵があるときは、広告事業者が負担するものとする。

[注意事項]

※自転車駐車場施設等とは、自転車駐車場本体（壁、床等で構造上重要な構造物）及び、設備機器（照明機器等）をいう。

※3 広告板の損傷リスクについて

- ・ 自転車駐車場の構造等を原因として、広告板が損傷した場合は、市の負担となる。
- ・ この場合の市の負担する費用の範囲は、修理にかかる費用のみとし、広告事業者は修理を行うに際しては、事前に市に修理内容及び見積書を提示し、市の同意を得たうえで修理を行うこととする。なお、市の同意なしに修理を行った場合、市は費用を負担しない。
- ・ 自然災害、人為災害及び事故等の不測の事態によるものにより、広告板が損傷した場合は、広告事業者が負担することとする。
- ・ 広告板の修理及び更新は、広告事業者が行うものとする。

## 8 事業終了時の対応

設置した広告板については、広告掲出許可期間満了時まで撤去を行い、原状回復すること。原状回復にあたっては、損傷の程度により復旧内容が異なるため、事前に本市と協議すること。

## 9 その他

(1) この仕様書に定めるもののほか、広告の掲載に関して必要な事項は、「大阪市行政財産広告

- 取扱規則」および「大阪市阿倍野区役所広告媒体への広告掲載要領」によるものとする。
- (2) 大阪市の信頼・品位を損なうことのないよう、細心の注意を払うこと。
  - (3) 設置期間内であっても、本市の事情により、やむを得ず本事業の一部または全部について中止することがある。
  - (4) この仕様書に明記されていない事項および事業実施にあたり疑義が生じたときは、本市と広告事業者が協議して解決するものとする。

10 事業担当

阿倍野区役所 市民協働課（市民協働）